

京都市告示第552号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年1月28日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 TSUBASA	放課後等デイサービス	放課後等 デイサービス だいち 2650900166	京都市伏見区向島鷹 場町104-1	平成30年12月 31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)